

【研究】

大正期公設市場の特質

藤田貞一郎

目次

- I はじめに
- II 公設市場の前史
- III 米騒動以後の公設市場の展開過程
- IV 小 括

I はじめに

近代日本の日用品流通機構の歴史のなかで、大正期における公設市場の登場は最も目覚ましい出来事の一つである。——この点は、文士の記憶の中にも鮮やかにうかがわれる。大正期京都の風物を描いた梶井基次郎の『ある心の風景』（岩波文庫本『檸檬・冬の日』の61ページ）と、昭和期東京の風物を描いた永井荷風の『溼東綺譚』（岩波文庫本の70ページ）には、公設市場への言及がある。感受性のするどい文士にとって、公設市場は大正期以後の日本の風物詩に欠くことのできない点景と映っていたのであろう。——というよりも、視点を日用品の小売流通機構の歴史に限っていうならば、それは最大の出来事であったとすらいってよかろう。こうした公設市場の登場が歴史上に有する意味合いについて、従来、管見の限りでは、次の三つの判断がある。

一つは宮本又次の判断である。¹それはこう述べる。「公設小売市場は、

1 宮本又次『日本商業史概論』世界思想社、1949年、331—332ページ。

大正七年四月、大阪に於て、仮市場四箇所を設け、六箇所の予定を以て、試験的に開場したのが最初であって、それは世界戦争に伴う物価騰貴と、それによる都市生活者の生活圧迫を緩和せんが為、生活必需品の標準市価を示し、且つ需給の円滑を図り、以って小売制度の改善に資するを目的としていた。偶々同年九月米騒動に際会し、市場の機能を十分に発揮したから、大阪にては継続施設に決し、漸次新設・改築を加えられ、大いに発展し、これに倣って、各大都市に於ても続々設置されるに至った。しかも最初の目的たる社会政策的廉価市場としてではなく、寧ろ一の経営設備として普通市場化し、単に都市に於ける日用品配給を合理化し、小売商人及び私設市場を牽制するための施設となった。なお、公設市場の発展は、他面に於て類似の日用品の私設小売市場を各都市に普及せしめた。」

今一つは、今井清一²の判断である。それはこう述べる。「大阪市では、大正七年の四月に、全国にさきがけて四つの公設市場が開かれた。一般商店にくらべ平均二割は安い公設市場には、物価高に苦しむ主婦たちが開場前から黒山のようにおしよせ、品物がならぶのを待ちかねてもみ合う光景が、連日のように展開した。もともと大阪市は、このような市民にたいする施策が、東京などにくらべてはるかにすすんでいる都市であった。大正三年には東京高商から、交通政策・工業政策の権威である関一（せきはじめ）を高級助役に迎え、当時中止していた築港工事を再開したのをはじめ、港湾の公私共同経営、市街改良計画の立案など、一部の利害関係者の反対を押し切って、本格的な都市経営にのりだしていた。公設市場の開設は、いわば、そのなかの一つのヒットだったわけである。つづいて大阪では、簡易食堂・託児所・児童相談所・職業紹介所・市営住宅・共同宿泊所・市営産院などの社会施設を実現していった。」

2 今井清一『大正デモクラシー 日本の歴史 23』中央公論社、1967年、273—276ページ。

最後は、持田恵三の判断である。³それはこう述べる。「これは大正七年の米騒動の際の、白米廉売所に端を発していた。当時、米のみならず日用品の暴騰に対して臨時日用品廉売所も設けられた。これは大阪の場合、大正八年から八カ所で半永久的な施設として続けられることになった。各都市においても大正十一年頃から、これらは公設小売市場としてころもがえした。」「公設小売市場政策は、米の小売市場において、公定価格の指導性を作り出したという意味では成功したように思われる。」

これに対して、私も、先に主として京都市の事例にもとづいての判断であるが、公設市場の登場が歴史上有する意味合いについて述べたことがある。⁴すなわち、「公設小売市場は、食料品を初めとする日用品の流通機構に小売市場形式を導出する挺子であった。公設小売市場は前期的（ここは前近代的と読んでもいい）な同業組合、前期的な商業資本の恣意を小売商品流通機構から排除し、地域間の価格差を減少させていった。その意味で、公設小売市場は、日本資本主義発達史における商品流通構造の近代化に大きく貢献したことは間違いない。したがって、現象的には京都市公設市場が大正7(1918)年の米騒動を切っ掛けとして設立されているからとて、公設市場設立の歴史的意義を米騒動に起因する応急的社会政策的なものとして定義するにとどまることは明らかに誤謬であると断言できる。この点は、第二章第二節で扱った東京商業会議所の見解（東京商業会議所は、第一次世界大戦を契機とする物価騰貴に関連して大正6(1917)年頃、これが解決策として東京における公設市場の設置のことを考えるようになった。翌大正7(1918)年2月6日には、「公設市場設置=関スル案」として、東京商業会議所の提案がまとめられている——藤田注）もさることながら、わが国で一番最初に大阪市が公設市場を設けたのが、米騒動勃発以前の大正7

3 持田恵三『米穀市場の展開過程』東京大学出版会、1970年、297—298ページ。

4 藤田貞一郎『京都市公設小売市場の50年—公設小売市場と日本資本主義—』京都市公設小売市場連合会・京都市、1969年、170—171ページ。

(1918)年4月であった(これについての公設市場設置に関する建議は、大正7(1918)年2月に大阪市会で行なわれている——藤田注)ことからわかるであろう。」と、記した。

ところで、この私の議論は、先にも述べたように、京都市の事例を主として、その他には、大正11(1922)年の「公設市場改善要項」ならびに富山市・金沢市・福井市・姫路市・大阪市・名古屋市・岐阜市の事例を幾分参照するにとどまっていた。

そこで、本稿では『大正期公設市場の特質』と題して、大正期公設市場の歴史的な位置づけを、日本全体の市場構造の展開過程の中から更に立ち入って試みてみたい。

本論に入るに当たって、ここで主として使用する資料を紹介しておく。

(i) 内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』大正8(1919)年11月

(ii) 内務省社会局社会部『公設市場概況』昭和6(1931)年3月

(iii) 厚生省社会局『道府県小売市場関係規程』昭和13(1938)年12月

ところで、先に公設市場の歴史的意味については、宮本説と今井説と持田説があるとしたが、宮本説が核心に触れているといえる。今井説は、啓蒙書という性格を割引して考えても、あまりにも表面的叙述にすぎる。というよりも、一言注文をつけるならば啓蒙書であるからこそ、もっと研究史を消化すべきであったと、いわねばなるまい。持田説は米穀小売市場の観点に視点を限定しており、全体像については、当面のところ、未だ言及していない。

それはとも角、これまでのところ、上にあげた(i), (ii), (iii)のような一次資料を使用した公設市場の歴史的な位置づけは行なわれていないように思う。そこで、宮本説、今井説、持田説それに私の旧説に対する批判も含めて、ここにあらためて、大正期公設市場の特質を集中的に論じてみた

い。

なお、公設市場といえ、広義には中央卸売市場をも含めなければならないが、本稿では、大正期の実態にも照応し、かつまた現在の慣用の用語法にも従った狭義の意味で、すなわち公設小売市場を指す用語として使用することをことわっておこう。

II 公設市場の前史

社会現象には、それがいかなるものであるにせよ、それなりの移り変わりがある。そうして、発展段階なり時期区分なりの視角から、それに何らかの節目を見つける試みが、しばしば行なわれる。また、そうすることが有益であることなどは、ここにくだく論ずるまでもない。

さて、それでは私が今、関心を示している公設市場の前史と本史はどのように整理をつければいいのか。どのような節目を見つけることができるだろうか。ここで先ず手掛かりになる史料をあげよう。

「世界大戦は我国経済界に未曾有の好況を齎し物価の異常なる高騰を見るに至った。殊に米価の暴騰は好景気に浴すること比較的薄かりし一般庶民の生活を脅威すること甚しく、民心の不安動揺は遂に大正七年八月所謂米騒動の不祥事をさへ見るに至ったのであった。事天聴に達するや時局御軫念の余り畏くも三百万円の資金を御下賜あらせられ、政府に於ても米価調節の資として一千万円を支出し、富豪篤志家の献金亦積みて二千五百万円に達した。依って之等の資金を夫々各地方に配分し或は施米を行ひ或は米の廉売所を開設せしむる等の方法を講じ時局の急需に応ずべく努めたのであった。此れ実に公設市場建設の直接動機であ
る。」⁵

5 内務省社会局社会部『公設市場概況』内務省社会局社会部、1931年、1ページ。

上記は、注にも明記したように内務省の作成した『公設市場概況』の開巻冒頭の一節である。この判断は、政府・行政機関の公式見解と考えてよい。それに、大正7(1918)年12月にいたって、第217号内務次官通牒の形で「小売市場設置奨励ノ件」——史料の全文は後に掲げる——を発していることをあわせ考えると、行政機関は米騒動の時点をもって、公設市場の前史と本史の接点とみていたように判断できる。公設市場の前史と本史の接点を大正7年の米騒動の時点に求めることは、単にそれが行政機関の公式見解であるからという理由だけでなく、公設市場にまつわるもろもろの出来事の流れから考えても、一定の合理性があるように思う。こうした合理性の確認は、本稿の分析を一通り終えてはじめて得られるものだが、ともかく、米騒動の時点以前を前史として本章の分析をはじめよう。

さて、これまでこの前史の時期において、確認され一定の位置づけを与えられた出来事は三つある。まず一つは、大正6(1917)年頃に考えられ始め翌大正7(1918)年2月6日にまとめられた東京商業会議所の「公設市場設置ニ関スル案」。二つ目は、大正7(1918)年2月、大阪市会の「公設市場設置に関する建議」。三つ目は、この建議にもとづき大阪府が大正7(1918)年4月に市内4箇所⁶に公設市場を設置したこと。

それでは、先にあげた三つの資料からあらたに公設市場についての史実を拾いあげ公設市場の前史をより一層歴史上の事実の流れに近づけてみよう。年表風にならべてみれば以下の如し。

- (1) 大正5(1916)年8月 富山県「高岡市ニ於テハ大正五年八月以来市内枢要地ニ於テ朝市ヲ開キ新鮮ナル蔬菜類ヲ廉価販売セシメ之レカ価格并ニ品質等ノ取締ヲ為シ」〈資料(i)の206ページ〉

6 市内4箇所とは、以下のとおり。(i) 東区谷町三丁目道路敷地二百坪(野戦砲兵第四聯隊西側道路)(ii) 西区九条南通一丁目約二百坪(境川交叉点東北角)(iii) 南区六万休町約二百坪(区裁判所天王寺出張所北側)(iv) 北区堂島浜通三丁目約二百坪(医科大学敷地内)。

- (2) 大正7(1918)年2月6日 大正6(1917)年頃にとりかかり、この日に東京商業会議所は「公設市場設置ニ関スル案」を提案。第1次世界大戦を契機とする物価騰貴に関連して、都市居住者への日用必需品の供給手段として考う。
- (3) 大正7年2月 大阪市会の「公設市場設置に関する建議」。農会その他と連絡して生産者直接誘致を考う。
- (4) 大正7年4月15日 「大阪市ノ市場ハ市内四ヶ所ニ設ケ大阪府役所日用品供給場ト称シ大正七年四月十五日ヨリ開始シタルモノニシテ市監督ノ下ニ当業者ヲシテ直接販売セシム取扱品ハ日用食料品ニシテ其ノ中蔬菜ハ府農会ノ斡旋ヲ受ケ且其ノ販売ニ付テハ毎朝市吏員府農会会員立会ノ上価格ヲ決定シテ販売ニ付サシム」〈資料(i)の70ページ〉
- (5) 大正7年4月15日 東京府「荏原郡農会ニ於テ市場経営ノ目的ヲ以テ別紙計画案(参照第一号)ニ基キ金壹千円補助ヲ本府ニ申請セリ目下府参事会ニ於テ考査中ナリ」〈資料(i)の7ページ〉
- (参照第一号)

荏原郡農会公設市場要綱

従来ノ仲介機関ノ弊害ヲ矯正シ生産消費両者相互間ノ利益ヲ図ラム為メ品川町大字北品川宿二百四十五番地ニ公設市場ヲ開設シ左記要項ニ依リテ経営ス

- 一、市場ハ木造平家建(屋根瓦葺)一棟ニテ此ノ坪数ヲ二十八坪トス
- 二、市場ハ毎日開設シ開閉ノ時刻ハ季節ニ依リテ別ニ之ヲ定ム
- 三、事務ハ技術員一名ヲ特置シ総テヲ担当セシメ郡農会職員ハ隨時応援スルモノトス別ニ小使一名ヲ置ク
- 四、取扱物品ハ郡内生産ノ各種蔬菜、果実並其ノ加工品等ノ農家ノ生産ニ係ルモノトス

五. 商品ハ共同荷造組合其ノ他特殊農業団体ヨリ購入シ場合ニ依リテ
ハ個人ヨリ購入ス

六. 購入価格ハ大約私設市場ノ価格ヲ標準トス

販売価格ハ品価市価ノ変動等ニ依リ臨機増減スルモ通約シテ市場費
用ニ当ツル為メ一割ヲ利スル計算トス

七. 商品ハ正価ヲ附シ陳列販売ス但場合ニヨリテハ結束ノ上売却スル
コトアルヘシ

八. 事業ハ其ノ発達ニ伴ヒ郡内適宜ノ場所ニ支場ヲ増設シ又ハ配達注
文取ヲ取扱フ見込トス

九. 市場経営ノ経費

支出経常費 九百弍拾円

支出臨時費 千弍百円

計 弍千百弍拾円 <資料(i)の8~9ページ>

(6) 大正7年4月20日 「東京府農会ヲシテ市場ヲ経営センメント欲
シ副島農商務省農政課長、宮川東京市助役、服部東京商業会議所書記
長、秋本東京府農会副会長ノ来集ヲ請ヒ非公式ニ別紙公設小売市場設
置案(参照第二号)——この史料については、後に掲載のうゑ、比較
検討を加える……藤田注——ニ関シ意見ヲ徴セリ但本案ハ未タ実行ニ
至ラス前項解決後ニ着手スル予定ナリ」<資料(i)の7~8ページ>

(7) 大正7年4月22日 広島県福山市は「時局ノ影響スル所諸物価ノ
昂騰底止スル所ヲ知ラス就中日用品食料品ノ著シキ騰貴ハ家庭經濟ヲ
シテ惑乱ニ陥ラシメ三万市民ノ生活上不安漸ク甚シカラムトスルヲ以
テ之カ緩和ヲ図ルノ最急務タルヲ認メ先ツ日用食料品廉売市場開設ヲ
企劃シ本年(大正7年のこと……藤田注)四月二十二日市内青物、乾
物、鳥獸肉、生魚、果物商等ノ重ナル卸売業者十数名ヲ市役所ニ招致
シ市場開設ニ関スル最初ノ協議会ヲ開催シ之ニ対スル意見ヲ諮問シ市

場開設ノ曉ハ卸値段ヲ以テ需要者ニ小売セシムヘク示談ヲ遂ケタリ」
 「開設準備トシテ隣接各郡長郡農会長及各村長村農会長等ニ蔬菜供給
 方勧誘ヲ依嘱シ一面各官衙、学校会社、銀行、工場、各町協同組合等
 ニ向ケ購入並ニ購入勧奨方ヲ依頼シ更ニ市場開設公告数万枚ヲ市内ハ
 勿論隣接郡村一般ニ普ク頒布シ愈々五月二日ヲ以テ開場セリ」〈資料
 (i)の209~211ページ〉

(8) 大正7年6月30日 千葉「県下ニ於テハ公設市場ヲ設置シ又ハ計
 劃中ノモノナキモ大正七年六月末ヨリ千葉町ニ於テ千葉郡農会及千葉
 町主催ニ係ル蔬菜市場ヲ開設シツ、アリ」「出品者範圍 郡内各町村
 農業者トス」〈資料(i)の110~111ページ〉

(9) 大正7年7月2日 富山県「上新川郡ニ於テハ隣接地タル富山市
 ニ優良ナル蔬菜類ヲ安価ニ供給スル為郡農会主催ノ下ニ富山市西別院
 内ニ於テ大正七年七月二日ヨリ青物市場ヲ開始シタ」〈資料(i)の206
 ページ〉

以上が、大正7年7月23日に富山県下新川郡魚津町の漁民妻女ら数十人
 が米価高騰防止のために米の県外への船積み中止を荷主に要求しようとし
 て海岸に集合したのを米騒動の始まりとした場合、いまのところ、公設市
 場の前史として拾いあげ得る史実である。これによって、従来よりも更に
 多くの事実を加えたわけだが、それはともかく、次の点が特筆できる。

(イ)富山県高岡市・大阪市・広島県福山市・千葉県千葉町ならびに富山県
 富山市においては、米騒動以前に公設市場ないし、公設市場類似の市場が
 設けられている。なかでも、高岡市の場合は、大正5年に設置をみている。

(ロ)そこであつかわれる商品は、日用品食料品とりわけ蔬菜類が多い。(ハ)そ
 うした市場設置の目的は、都市住民への廉価な日用品食料品供給機構の
 設立にある。(ニ)明治期後半以降増加して来る都市住民⁷への日用品食料品

7 明治一大正、大正一昭和の人口増加の形態については、さし当り、持田恵三、『前
 掲書』、53—56ページを参照のこと。

供給機構整備の要もさることながら、農会の蔬菜販売への進出の動きも見落とせない。(※)各都市とも農会との結び付きを考えているが、この点、東京市・大阪市の残した史実は興味深いものがある。とりわけ、「荏原郡農会公設市場要綱」が「従来ノ仲介機関ノ弊害ヲ矯正シ生産消費兩者相互間ノ利益ヲ図ラム為メ」と公設市場設置の目的をかかげているのは注目される。

私は、従来、大正期における公設市場設置の主たる目的は、大正期に急激に増大する都市居住の賃銀労働者層に大量かつ安定的な小売日用品食料品を供給する流通機構を作り出すことにあると考えていた。だが、今、私は、これは、公設市場登場のための主たる理由の一つでしかないと思う。これに加えて、もう一つ、農会の農産物販売機構整備の動きをあげねばならないと思う。

こうした二つの理由の結び付き関係を、明快に示す資料が、大正7年2月6日の東京商業会議所の「公設市場設置ニ関スル案⁸」と大正7年4月20日⁹の「公設小売市場設置案」である。

全文の内容については、注記した該当箇所をみていただくとして、取り敢えず、それぞれの各項目をあげれば以下のとおりである。

(イ) 「公設市場設置ニ関スル案」

- 一. 公設市場ハ目下直チニ之ヲ設置スルコト
- 二. 此ノ公設市場ハ日常必需品小売市場ヨリ先ツ之ヲ開始スルコト
- 三. 公設市場ハ各区ニ先ツ一市場宛ヲ設置スルコト
- 四. 公設市場ハ東京府又ハ東京市ニ於テ之ヲ経営スルコト
- 五. 公設市場ニハ左ノ種類ノ商品ヲ販売セシム
 - 一. 生魚
 - 二. 塩物
 - 三. 野菜
 - 四. 獣肉
 - 五. 果物

8 服部文四郎『公私小売市場の研究』同文館、1939年、229—236ページ。

9 内務省社会局社会部『公設市場概況』内務省社会局社会部、1931年、10—18ページ。

- 六. 乾物 七. 米及雜穀 八. 味噌 九. 酢・醬油
 十. 漬物 十一. 酒類 十二. 塩其他ノ調味品 十三. 鳥肉
 十四. 玉子 十五. 燃料 十六. 其他ノ日用品

- 六. 公設市場ニ於テ商品ヲ販売セントスルモノハ生産者自ラ之ニ当ルモ
 或ハ生産者又ハ卸商ヨリ商品ヲ仕入レ販売スルモ其自由タルコト
- 七. 市場ニ事務員ヲ置キ出品人ト協議シ適當ナル價格ヲ定メ之ヲ市場内
 ニ公示スルコト
- 八. 各区ニ市場ヲ設置シタル場合ニハ各市場間ノ聯絡ヲ執リ可成公示相
 場ニ懸隔ナキヲ期スルコト
- 九. 公設市場ニハ倉庫・冷蔵庫・度量衡・其他必要ナル設備ヲナスコト
- 十. 配達機關ヲ置キ市場ニ於テ販売シタル商品ヲ毎日少クトモ二回配達
 セシムルコト
- 十一. 公設市場ノ支払ハ凡テ現金払トスルコト
- 十二. 売店ハ九尺四方ヲ標準トスルコト
- 十三. 売店ノ賃貸料ハ凡テ前金払トスルコト
- 十四. 売店ノ賃貸契約ノ期間ハ三ヶ月以内ヲ一期トシ継続ニ就テハ別ニ
 之ヲ定ムルコト
- 十五. 市場ノ監督及取締ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ムルコト公設市場ヲ
 設置シテ当然規定スヘキ監督取締ニ関スル事項尚ホ多シ然レト之等ハ
 別ニ細則ヲ設ケテ詳細ニ規定セシムルコト、スヘシ

(四) 「公設小売市場設置案」

- 一. 公設市場ハ東京府農会ヲシテ之ヲ經營セシムルコト
- 二. 公設市場ハ東京市中ニ少クトモ拾箇所以上ヲ設置スヘシ
- 三. 公設市場ニテ販売スル商品ノ種類ハ凡ソ左ノ如シ
- (イ) 蔬菜 (ロ) 果実 (ハ) 漬物 (ニ) 鶏卵 (ホ) 鳥獸肉
- 四. 公設市場ニ於テ販売ノ衝ニ当ルモノハ生産者ノ販売組合、町村農会

又ハ府農会ノ特許ヲ得タル商人タルノ方針ヲ取ルコト

- 五. 一市場ノ大サハ一日平均參拾円内外ノ売上ヲナス販売者二十人内外
ヲ収容スルニ足ルモノナルコト
- 六. 市場ニ於ケル取引方法ハ左ノ二項ニ拠ルコト
- 七. 市場經營者ハ左ノ事業ヲナスコト
- 八. 配達機關ヲ設クルコト
- 九. 建物ノ建築
- 十. 開市時間ハ午後一時ヨリ同八時迄トスルコト
- 十一. 店舗ノ賃料ハ均一ナラサルヲ要ス
- 十二. 市場職員

この二つの設置案を対照する時、ただちに気づく点は、前者が经营主体を東京府又は東京市と公共団体に求めているに対し、後者が经营主体を東京府農会に求めているところである。こうした農会の公設市場へ進出せんとする意図は、先にあげた荏原郡農会公設市場要綱にも出ている。

ところで、前者の設置案は、都市居住民＝賃銀労働者層対象の大量かつ安定的な小売日用品食料品を供給する流通機構を作り出そうとする東京商業会議所＝産業資本の関心のあり方に限定されて、農会の存在については全く触れていない。しかし、東京商業会議所の視野が農会の存在を認めなかっただけであって、当時の現実の社会経済条件下では、蔬菜生産、販売者として農会の動きは否定できるものではなかった。農会は、従来の農産物流通機構の改革を要求しなければならぬ状況下にあった。そこに、服部商業会議所書記長——前者の設置案の作成に当たったと考えられる——と秋本東京府農会副会長なども加わって、後者の設置案について検討を加える機会が生ずることになったのだと思う。前者の設置案と後者の設置案が相互に密接な関係があることは、両者とも将来における中央市場・卸売市場の設置を念頭にしながら当面公設小売市場の設置を推進するとしている点

にまたあらわれている。更にまた(四)の「公設小売市場設置案」の第二項目は、その関係のありようの他の側面をよく示しているので、以下に引用しておく。

東京市ニ於ケル市場組織ヲ全然改良スルニハ東京商業會議所ニ於テ研究セル如ク十町以内ニ壱ヶ所宛ヲ設備スルヲ要ス然レトモ本案ハ以上ノ如ク全然組織ヲ改革スルノ意ニアラス只独立シ得ル程度ノ市場ヲ設立スルニアルカ故ニ此ノ如キ多数ヲ要セス市内ニ拾ヶ所ヲ設立スレハ可ナリ只後頁ニ記スルカ如ク壱ヶ所ノ市場ハ決シテ大ナラサルカ故ニ一ニ二ヶ所ノ孤立的經營ニテハ到底普通商人トノ競争ニ打勝ツコト能ハス小クトモ^(ママ)十ヶ所以上ノ市場カ統一的组织ノ下ニ經營セラレサレハ成功ノ見込ナシ、或ハ公設市場ハ市内一二ヶ所ニ大規模ノ設備ヲ以テ設置スヘシトノ論アルモ之レ消費者側ノ買出ニ時間ト経費トヲ要シ畢竟市場衰微ノ原因トナルヘク小売市場トシテ取ルヘキ形態ニアラサルカ如シ

以上を通して、産業資本の要求と農会の要求の二つが原動力としてあったことは間違いないと断言できる。

ここで、本章のまとめをすればこうなろう。

公設市場の前史はかなり豊かである。大正7年の米騒動以前をその前史の時期とすると、ここに公設市場の登場を促した原動力として、少なくとも二つの要因を認めることができる。一つは、大正期に急激に増加する都市住民とりわけ賃銀労働者層に大量かつ安定的な小売日用品食料品を供給する流通機構を作りたいという、産業資本の意図である。この点は、私は本稿以前でもすでに指摘したことがある。ところで、本稿であらたに事実発見がなされ、今一つの見落とすべからざる要因として数えあげねばならぬのは、当時の農会の動きである。農会の「従来ノ仲介機関ノ弊害」を

10 (イ)の「公設市場設置ニ関スル案」の第三項目に、10町内に1箇所宛という発言がある。

排し、「普通商人」との競争に勝って、自らの生産する蔬菜の販売市場を設けたいという意図である。

ところで、ここで問題となるのは、行政機関の公設市場問題への対応の仕方の遅さである。とりわけ、政府における対応の遅さである。次節に明らかにするように、「小売市場設置要綱」の出された時機から考えても、多くの公設市場が応急の社会事業として考えられていた形跡が窺えることから、この点は注目に値する。

Ⅲ 米騒動以後の公設市場の展開過程

前の章で述べたように、米騒動以後公設市場の設置は、その質の上からいっても量の上からいっても、目覚ましい高まりを見せる。内務省の作成した『公設市場概況』の開巻冒頭の一節の判断が下される所以でもある。

さて、産業資本ならびに農会——さらにいくらかの地方行政機関——の動きに遅れはとったが、米騒動を機として政府も公設市場設置の方向に積極的に動き出すことになる。前章でも言及した大正7(1918)年12月の第217号内務次官通牒が、それをよく示している。¹¹以下に示そう。

小売市場設置奨励ノ件

時勢ノ推移ニ伴ヒ社会的施設ヲ要スルモノ種々可有之候得共一般需要者ニ成ルヘク廉価ヲ以テ新鮮優良ナル食料品ヲ供給スルコトハ最必要ヲ認メラルル所ニ有之……(中略)……既ニ夫々計画実施セラレタル向モ有之候得共右二項ニ関シ這般救済事業調査会ニ諮問ノ結果別紙要綱ノ通答申有之候ニ付及御送付候将来施設ニ際シ御参考相成候様致度(以下略)

小売市場設置要綱

一、小売市場ハ公共団体又ハ公益団体ヲシテ経営セシムルヲ原則トスル

11 内務省社会局社会部、『前掲書』、2—3ページ。

モ相当制限ノ下ニ私人ノ経営モ亦之ヲ認ムルコト

- 二. 売場ノ使用ハ生産者若ハ其ノ団体ニ優先権ヲ与フルコト、但シ委託販売ノ途ヲ開ク為ニ一定制限以内ノ売場ヲ留保スルヲ得ルコト
- 三. 売場ノ使用ニ対シテハ市場ノ維持費、職員ノ給料及雑費等ヲ償フニ足ル最小限度ノ使用料ヲ徴収スルコト
- 四. 販売価格ハ各品目ニ就キ之ヲ公示セシムルコト
- 五. 市場内ノ取引ハ凡テ現金取引トスルコト
- 六. 市場ニ於ケル販売品目ハ地方ノ状況ニ依リ増減スヘキモ米、雑穀、薪炭、味噌、醤油、砂糖、野菜、果実、乾物、干魚、漬物、荒物、肉類、魚類、鶏卵等トスルコト
- 七. 奨励方法ニ関シテハ土地ノ収用ヲ認メ低利資金ノ融通、官公有地使用ノ便宜ヲ図ルコトノ外地方ニ於テ助成ノ方法ヲ講ゼシムルコト
- 八. 市場ノ位置、構造、設備、取引関係、監督方法其ノ他必要ナル事項ニ関シ地方長官ヲシテ相当規定ヲ設ケシムルコト
- 九. 市場ノ監督及庶務ヲ掌ラシムル為ニ必要ナル吏員其ノ他ノ職員ヲ公共団体ニ置カシムルコト
- 十. 売品ノ品質不良又ハ価格ノ不適當ナルコトヲ認メタルトキハ市場監督ニ於テ其ノ販売ヲ禁止シ又ハ売場ノ使用ヲ停止スルコト

上記の史料に窺われるような政府の政策の働きもあって、米騒動以後数多くの公設市場が各地に設けられることになる。

ところで、この内務次官通牒の「小売市場設置要綱」を、先に紹介した東京商業会議所の「公設市場設置ニ関スル案」、ならびに「公設小売市場設置案」と比較対照する時、注目しなければならぬ点に、市場の経営主体の問題がある。すなわち、内務次官通牒と東京商業会議所の案は、それぞれ「小売市場ハ公共団体又ハ公益団体ヲシテ経営セシムルヲ原則トスル」、或は「公設市場ハ東京府又ハ東京市ニ於テ之ヲ経営スルコト」としている

点にも窺えるように、かなりよく似た性格がある。これに対して「公設小売市場設置案」は「公設市場ハ東京府農会ヲシテ之ヲ経営セシムルコト」としており、少なくとも経営主体の点に関する限り、前二者とは性格を異にする。これによって、東京商業会議所に代表された産業資本の意図は、政府の政策に採用され実現されているといってもよからう。

ともあれ、このようにして、公設市場は米騒動以後各地に設けられていくのだが、この場合全国一律の動きがみられたわけではない。その展開の仕方には、当時の日本各地の経済発展の地域差がはっきりと窺われる。そのところを理解しやすくするために作成したのが、第1表 各道府県における公設市場概要（大正8年1月22日現在）である。この表によりながら、公設市場の展開過程における地域差を説明しておこう。この表は、各道府県をその注にも幾分説明をつけ加えているように、大正8(1919)年1月22日現在で、公設市場を設置している所、公設市場は設置していないがその他の市場の設置されている所、上記両者どちらにも属しない所の三つに分類した表である。また、その他の市場の設置されている各県を、その市場の具体的形態に従って、すなわち、農会による経営のもの、旧慣による市などによるもの、ならびにその他という三つの分類に従ってわけたものである。

ここで注目すべきは次の点である。

- (イ) これまでの論稿——「明治・大正期食品市場規則の特質」（『同志社商学』第23巻第3・4号，1971年）と「昭和前期食品市場規則の特質」（『同志社商学』第23巻第6号，1972年）——と同様に、近畿圏以西を西日本とし、残りを東日本とする。さて、すぐわかることだが、公設市場の設置をみたのは、西日本の府県が圧倒的に多い。東日本の府県で公設市場の設置をみたのは、東京府・神奈川県・愛知県といった大都市地域の府県と富山県・福井県といった西日本に近接の県だけであ

道府県名	公設市場設置有	その他の市場の設置有	未だ設置なし	農会によるもの	旧慣による「市」など	備考
北海道			○			
青森		○		○		
岩手		○			○	
秋田		○			○	
宮城			○			
山形		○			○	
福島		○		○		
新潟		○			○	
富山	○					
石川		○				日用品委託販売所を 金沢市内2箇所へ置く
福井	○					
茨城		○	○		○	
栃木			○			
群馬			○			
埼玉			○			
千葉	○	○		○		
東京	○					
神奈川	○					
山梨			○			
長野			○			
静岡		○		○		
愛知	○					
岐阜		○				
三重			○			三重県救済会の設置
滋賀	○					
京都	○					
奈良	○					
和歌山	○					
兵庫	○					
鳥取		○				
岡山			○		○	
広島	○					
山口	○					
徳島	○					
香川	○					
愛媛	○					
高松	○					
福岡	○					
佐賀	○					
長門	○					
大分	○					
熊本	○					
宮崎	○					
鹿児島	○					
沖縄	○					

- 注 (1) 各欄の○印はその内容に該当することを示す。
 (2) 「その他の市場の設置有」に該当する県についてのみ、その他の市場の内容を示すことにとめた。農会によるもの、旧慣による「市」など、備考による説明がそれに当る。
 (3) 資料は、内務省衛生局「各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況」(大正8年)の1-6ページによった。

る。

(d) その他の市場の設置されている県は圧倒的に東日本が多い。西日本に属するのは裏日本の島根県だけである。

(e) その他の市場の設置されている場合、農会によるものと旧慣による「市」などの場合が多いのだが、東北の県に旧慣による「市」などの存在例が多い。例えば、岩手県は「盛岡市以外ノ市街地ニハ凡ヘテ「市日」ト称シ毎月特定日ニ生活必需品市場ヲ開キ、盛岡市ニハ青物市場ニケ所ヲ有シ一般需用者ニ供給シ又振レ売アリ、差迫ツテ公設市場開設ノ必要ナシ」、秋田県は「県下主ナル市町村ニハ従来定市場、月竝市場、日限市場、夜市場等アリ、生活必需品ハ主トシテ右市場ニテ購求ノ状況」、山形県は「県下一般ノ商習慣トシテ月払、三ヶ月払、盆払、極月払等アリ故ニ多年ノ情誼ニヨリ別ニ公設市場設置ノ必要ヲ認メス」、新潟県は「本県ハ従来県下各地ニ私設生活必需品供給市場ノ設アリ、之レカ改善ノ方法等ニ付考究中ナレト差当リ新設計画ナシ」、栃木県は「県下ニハ旧慣ニヨリ自由販売ヲ行フ「市」アリ」としている。

(f) 未だ設置なしの分類については、資料の記述からは、その詳しい事情については知ることができない。

以上、(i)・(d)・(e)・(f)を総合して、私は以下の判断を下してもかまわないと考える。すなわち、大正8年の時点で現実に公設市場を設置する必要のあった地域は、従来の日用品流通機構部門のあり方が、他の産業諸部門のあり方との間にその発展度の点で大きなひらきが生じた地域であった。すなわち、日用品の小売流通機構の改革の要が生まれていた地域であった。このことが、西日本の府県と東京府・神奈川県・愛知県といった大都市地域の府県、それに富山県・福井県といった西日本に近接する県にのみ、いち早く公設市場が開設される理由である。この命題は、経済発展におけ

る後進地域すなわち、岩手県・秋田県・山形県・新潟県・栃木県といった諸県が従来の流通機構で間に合うとして公設市場設置の要なしと言い切っている事実を念頭に入れて考えると、一層真实性を帯びて来るといえよう。

ここで、本章のまとめをすればこうなる。

米騒動を機として、政府も公設市場の設置に積極的に乗り出す。だが、そうした公設市場の設置の要が現実にあったのは、従来の流通機構に改革の要が生じていた地域であった。これが大都市地域と西日本の県にいはやく公設市場が現実には設けられた理由である。ともあれ、当時行政機関が米騒動以後の急速な公設市場の普及過程を応急的救済施設の設立と解釈していたとしても、記録された個々の事実の総合は、——行政機関の判断の如何にかかわらず——公設市場は従来の流通機構の改革者たらざるを得なかったことを鮮やかに語っている。

IV 小 括

従来、大正期における公設市場の設置の歴史的意義については、宮本説・今井説・持田説の判断がある。しかし、これら三者は結論を示しただけか部分的究明にとどまり、詳細な実証の上に立った議論でない欠陥が見受けられる。公設市場の設置は日本の近代史において極めて重要な歴史的出来事であり、また日本の近代史を鳥瞰する場合、逸すべからざる地位を占めている。にもかかわらず、わが国の歴史研究者は、私の知る限り一顧だに与えていないと云ってもいい状況である。こうした欠陥は、昭和43(1968)年に「学問的裏付けをもつ精密な総合年表としては、これは嚆矢」と謳った『近代日本総合年表』(岩波書店)がとりあげたのは、本稿の範囲内の出来事では、大正7年4月15日の「大阪市、初の公設市場を谷町・境川・天王寺に開設」という記事だけにとどまることにもあらわれている。しかもこの記事は、『大阪市社会事業概要』(市役所編)を出典としている。

そうして、『近代日本総合年表』は、私が本稿で使用した資料(i)内務省衛生局『各地方ニ於ケル市場ニ関スル概況』や資料(ii)内務省社会局社会部『公設市場概況』を典拠文献として選んでいない。このような問題意識の欠如——自然発生的分業社会に生きる生き物としての人間にとって、食料品市場の重要性は決定的な事実であるにもかかわらず——が、大正7年12月の第217号内務次官通牒の存在すら『近代日本総合年表』をして採用させなかったのであろう。

こうした従来の研究史——それはひとり歴史学界のみならず農業経済学界や漁業経済学界の研究史——的状况に対する不満から、私は、徳川期から近・現代にかけてのわが国の食料品市場の変遷過程とその歴史的意義の確定にとりかかっている。そうして、これまでの仕事——各道府県食品市場規則ならびに卸売市場の状況に注意を払った「明治・大正期食品市場規則の特質」——との関連でいえば、大正期において、東日本と西日本における食料品市場の発展段階の差は歴然であるといわねばならない。前者の後進性と後者の先進性は否めない事実として、かつまたはっきりした地域差として確認されるのである。また、公設市場は単なる応急的社会施設などではなく、産業資本や農会側からいえば、すでにはやくから要求していた新しい流通機構でもあったのである。

本稿は、大正8年1月段階までの分析にとどまったが、今回は大正8年後半から続々と出て来る各市町村の公設市場規程の特質を分析しよう。

(1972年5月18日)